

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 30 日（水）第 612 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定の解除 (文化財課取扱い) 1  
○指定文化財の指定 (文化財課取扱い) 1

## 教 育 委 員 会 告 示

## 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 5 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第26条第5項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定無形民俗文化財の指定は、令和7年3月28日付けで解除されたものとなるので、同条第7項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

## 無形民俗文化財

| 名 称                       | 所 在 地 | 所有者又は管理者等     | 指 定 告 示                  |
|---------------------------|-------|---------------|--------------------------|
| 大隅町岩川八幡<br>神社の弥五郎ど<br>ん祭り | 曾於市   | 大隅町弥五郎どん祭り保存会 | 昭和63年3月23日<br>教育委員会告示第2号 |

## 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 6 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第4条第1項及び第30条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定史跡に指定する。

令和 7 年 4 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

## 有形文化財（建造物）

| 名 称                                      | 所 在 地                     | 所有者又は<br>管理者等 | 備 考  |
|--|---------------------------|---------------|--|
| 藤田家住宅<br>オモテ ナカエ<br>附 附属屋<br>氏神 石垣<br>石門 | 薩摩川内市入<br>来町浦之名<br>9678番地 | 個人            | 藤田家住宅は、入来麓伝統的建造物群保存地区の武家屋敷群から1.5kmほど離れた位置に建つ薩摩藩古来の郷士の武家屋敷で、主屋と附属屋を主とする敷地全体が伝統的武家住まいの構えをよく残している。建築時期は、18世紀後半から19世紀初頭と考えられ、敷地内にオモテ及びナカエが棟を別にして雁行して並んでおり、附属屋、井戸、洗い場、風呂場等が揃っている。さらに、石造りの石垣、石門及び氏神が残る。内観の特徴として、 |

|              |                   |                 |   |
|--------------|-------------------|-----------------|---|
|              |                   |                 | 玄関、座敷及び上段の間が一直線上に並び、奥に床の間がある。希少な呼称「オモテンカシタ」の座敷を含む四畳間の上座敷を持ち、間取り変遷の痕跡を維持保全している。  |
| 旧島津家別邸<br>主屋 | 鹿児島市吉野<br>町9685番地 | 一般財団法人<br>陽山美術館 | 旧島津家別邸の主屋は、表座敷と奥座敷の2棟で構成し、桜島を望んで棟方向を南北とする。敷地内には南西に土蔵、北西に煉瓦炊事場や浴室跡、南東に祠が残る。建築時期は明治20年代と考えられ、大きな大名屋敷で、「仙巖園御殿」と同様の畳割の建築工法や一間幅広縁と板張縁を用いて表座敷と奥座敷を結び、座敷境に設えた一間板絵二枚で迎える。石垣で囲まれた大名屋敷地全体が保全されて貴重である。 |

## 有形文化財（彫刻）

| 名 称                                       | 所 在 地                             | 所有者又は<br>管理者等 | 備 考   |
|---|-----------------------------------|---------------|---|
| 薩摩川内市入来<br>町の木造阿弥<br>陀三尊像 附<br>木造僧形立<br>像 | 薩摩川内市入<br>来町浦之名33<br>番地 入来郷<br>土館 | 個人            | 三尊像は、秀麗な面立ちで、体部の衣文表現なども細部まで行き届いた造形である。制作されたのは、鎌倉時代13世紀半ば頃と考えられる。木造僧形立像は、三尊像にやや遅れて造られたとみられるが、作柄は優れており、鎌倉時代後期から室町時代（14～15世紀）頃の造立と考えられる。廃仏毀釈を免れた優れた鎌倉時代の彫刻としても、当時流行の先端であったとみられる「生身」性を付与された仏像の一例としても貴重なものである。 |

## 史跡

| 名 称    | 所 在 地           | 所有者又は<br>管理者等 | 備 考  |
|--------|-----------------|---------------|--|
| 天保山台場跡 | 鹿児島市天保<br>山町24番 | 鹿児島県、<br>鹿児島市 | 天保山台場跡は、嘉永3（1850）年に第10代藩主島津斉興によって築かれ、文久3（1863）年の薩英戦争において、イギリス艦隊と砲撃戦を交えた台場であり、ここからの砲撃で戦いが始まったといわれている。<br>鹿児島藩が西欧の軍事・科学技術を積極的に導入する契機となった薩英戦争で使用された台場であり、日本の近代化の過程を知る上でも貴重な遺跡である。 |